

令和8年度佐武流山周辺自然環境調査仕様書

本調査はこの仕様書に基づき実施することとする。この仕様書に示されていない事項については、監督職員の指示によるものとする。

1 目的

国有林では、原始的な天然林並びに希少な動植物の生息及び生育地等を対象に保護林を設定している。

平成4年度に設定した「佐武流山周辺森林生態系保護地域」(以下「佐武流山保護地域」という。)設定委員会の答申において、「カヤの平及び鳥甲山一帯並びに苗場山周辺まで拡大すべきである」という強い意見があったことが付記された。

本調査は、当該付記において、佐武流山保護地域周辺保護林の保護に係る自然環境調査を行い、拡張の是非を検討するための方針案を作成することを目的とする。

2 業務内容

(1) 調査及び考察

「調査項目一覧表」(別紙1-1)に示す拡張検討区域森林等に関する現地調査を実施する。あわせて資料調査及び担当官等への聞き取り調査を行い、調査対象区域について考察を行う。

具体的な調査内容は、「調査項目一覧表」(別紙1-1)及び以下の各項によることとし、その手法は「保護林モニタリング調査マニュアル」及び「保護林・緑の回廊モニタリング調査 手法・野帳様式集」(平成29年3月林野庁)(以下「保護林マニュアル」、「手法・野帳様式集」という。)によるものとする。

なお、必要に応じてマニュアル等に示す手法以外の調査又は分析手法を提案し、協議することができるものとする。

上記の「保護林マニュアル」及び「手法・野帳様式集」は林野庁ホームページに掲載されており、以下のURLでダウンロードすることができる。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html

また、調査対象区域について、調査結果及び既存の研究成果から【植生分布図の作成】及び【拡張の是非についての検討及び方針(案)の作成】を行う。

ア 調査箇所

調査箇所は、「調査項目一覧表」(別紙1-1)、「調査位置図(拡大図・詳細図)」(別紙1-2)のとおり。

イ 調査ルート情報(森林概況調査)又は調査プロット到達経路情報(森林詳細調査)

(ア) 詳細図及び概略図の作成に当たっては、その内容を記録し、目印となるものや杭の設置状況の写真を貼付すること。

(イ) 林道等の通行については、開通時期や冬季閉鎖、災害による交通遮断など、関係機関から十分な情報を取得し円滑な業務の遂行に努める。

ウ 森林概況調査

調査ルートを歩きながら植物種を記録する。

ク 調査人員等

現地調査は、安全確保上 2 名以上で行うこと。また、契約締結後は速やかに業務に着手すること。

なお、以下のとおり打ち合わせを実施する。

- (ア) 進捗確認等を含めた定期的な確認等の軽微な業務打ち合わせ(メール等記録が残ること)。
- (イ) 中間業務打ち合わせとして、現地調査に関わる業務打ち合わせを 2 回以上実施する。
- (ウ) 報告書作成に関わる打ち合わせを 2 回以上実施する。
- (エ) 保護管理委員会に関する事前打ち合わせ及び委員会への参加。

なお、(イ)、(ウ)、(エ)については、監督職員と日程を調整すること。

ケ 資料調査

- (ア) 調査位置図の背景図は国土地理院地図タイル(標準図)、林小班データは G 空間情報センターの国有林データを使用する。
- (イ) 森林生態系多様性基礎調査の情報については、調査年月日、位置情報、プロットの写真、下層植生調査及び立木調査表のデータを入手しまとめる。
- (ウ) 貸与する全過年度調査報告書の調査データを比較しやすいように整理する。

(2) 保護林管理委員会

中部森林管理局内に設定した保護林及び緑の回廊について、保護・管理に関する検討を行うため、学識経験者等で構成される「保護管理委員会」を開催していることから、

- ア 開催される保護林管理委員会に調査者として参加すること。また、調査結果及び方針案の報告を行い、委員会から出された意見を踏まえ、報告書に取りまとめるものとする。
- イ 保護林管理委員会への報告資料については、開催日の 2 週間前までに中部森林管理局計画保全部計画課まで提出する。なお、開催日については、監督職員より連絡する。
- ウ 報告の際には Microsoft 社 PowerPoint(アプリは Microsoft365 または Office2024 であること)を使い、わかりやすい説明に努める。

(3) 報告書の作成

上記の業務の内容をとりまとめ、調査報告書を作成する。また、報告書の表紙色等、監督職員と調整を図ること。具体的な内容は次の各号による。

ア 調査概要

調査目的、調査内容、調査地及び調査実施者。

イ 調査方法

森林詳細調査等の現地調査、聞き取り調査及び資料調査。

ウ 調査結果

概要、位置図、調査期間、位置情報、調査結果、プロットの定点写真

エ 保護林管理委員会

保護林管理委員会が出された意見を取りまとめ記載する。

オ 今後の課題

今回の調査方法の改善点や調査結果から判明した問題点に対する対策等を記載する。

カ 各種調査野帳

森林詳細調査等の各調査、資料調査及び聞き取り調査の該当様式。

(4) 調査結果の概要版の作成

調査結果の HP での公表を目的とした、概要版を作成する。

(5) 佐武流山保護地域拡張の是非についての方針(案)の作成

調査結果に基づき、佐武流山保護地域拡張の是非について考察を行い、拡張に当たっての方針(案)を作成する。

3 業務実施期間

契約日の翌日(契約書では日付記入) ~ 令和9年3月 12 日

4 貸与品

発注者は受注者に以下の物品を貸与し、受注者は令和9年3月 12 日までに中部森林管理局計画課まで返却する。

過年度の報告書及び電子媒体

自動撮影カメラ一式

5 成果物の提出

(1) 成果物の提出期限及び提出場所

受注者は、上記業務内容を取りまとめ、以下に定めるとおり提出する。

ア 提出期限 令和9年3月 12 日

イ 提出場所 中部森林管理局 計画課

ウ 成果物

(ア) 報告書 10 部 カラーA4 版左とじ、両面印刷とする。

(イ) 電子ファイルを保存した電子媒体(CD 又は DVD)2 部

(2) 電子ファイルの仕様

ア Microsoft 社 Windows11 で表示可能なものとする。

イ 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。なお、ファイル名の付け方については監督職員指示によるものとする。

(ア) 報告書:Microsoft 社 word(アプリはサポート期間内であること)

(イ) 調査野帳:Microsoft 社 excel(アプリはサポート期間内であること)

(ウ) 保護林管理委員会報告データ及び要約版:Microsoft 社 PowerPoint(アプリはサポート期間内であること)

(エ) 画像:JPEG 形式

ウ 上記による仕様に加え、報告書データについては PDF ファイルを作成し、位置情報についてはシェープファイルを作成する。

エ 電子媒体はウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認する。

オ 格納電子媒体については、事業名称、完成年月、格納データの種別及び受注者名を印字する。

(3) 留意事項

ア 成果物納入後に受注者側の責めにより不備が発見された場合には、無償で速やかに必要な措置を講ずる。

イ 情報は適切に管理し、不正流出等があった場合は直ちに監督職員に連絡をとり、監督職員の指示に従い必要な対策を講ずる。

ウ 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないように受注者において厳重に管理し、コンピューターウイルスへの感染がないようウイルスチェックを導入する等の必要な措置を講ずる。

6 著作権等の扱い

- (1) 成果物に係る著作権は中部森林管理局に帰属し、受注者は中部森林管理局の承認を得ずに、業務の成果を他に公表し、貸与し又は使用してはならない。
- (2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作権等(以下、「既存著作権等」という。)は個々の著作権に帰属するものとする。
- (3) 成果物に既存著作権等がある著作物が含まれる場合には、受注者が該当著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 その他

- (1) 本事業の実施にあたって関係法令等により申請等が必要になった場合は、受注者がその手続を行う。
- (2) 現地調査及び状況等の確認は、植生が確認できる期間内で実施すること。報告は「手法・野帳様式集」と同等の形式とすること。
- (3) 受注者は、調査着手段階及び報告書の取りまとめの段階において、作業方針等について監督職員と十分確認の上で実施するほか、監督職員の求めに応じて進捗について報告を行う。

